c．１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成23年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｄまでの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

また、同種工事の経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験の対象となる施工期間が実工期期間（工事の始期から工期末までの期間）の過半以上であること。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑦アによる。

また、上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成23年４月１日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、１年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進ＰＰＰとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積8,000㎡以上

ｃ　階数　地上５階以上

ｄ　用途　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)　事務所又は庁舎

(ii)　複合用途施設（１棟で(i)の用途と認められる部分が4,000㎡以上ある建物）

(C)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(D)　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　建築士法第23条の規則に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

工事監理業務の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア　総合監理　令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第二号ロ⑴において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

イ　構造監理　同上「構造」

ウ　電気設備監理　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備監理　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④　次のア及びイに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の六第４項に規定する業務及び統括に関する業務

イ　各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑤　工事監理者及び総合監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）に関し、平成28年４月１日以降の業務実績を有する者であること。また、上記の期間に休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑦アによる。

イ　平成28年４月１日以降の業務実績とは、平成28年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施設の完成及び引渡が完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、工事監理者並びに総合監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあっては(A)の、電気設備監理主任技術者にあっては(B)の、機械設備監理主任技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

(A)　工事監理者、総合監理主任技術者又は構造監理主任技術者　次のａからｄまでのすべてを満たす工事監理業務。なお、総合監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積8,000㎡以上

ｃ　階数　地上５階以上

ｄ　用途　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)　事務所又は庁舎

(ii)　複合用途施設（１棟で(i)の用途と認められる部分が4,000㎡以上ある建物）

(B)　電気設備監理主任技術者　次のａからｄまでのすべてを満たす工事監理業務

ａ　規模　１棟で延べ面積4,000㎡以上

ｂ　階数　地上３階以上

ｃ　用途　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)　事務所又は庁舎

(ii)　複合用途施設（１棟で(i)の用途と認められる部分が2,000㎡以上ある建物）

ｄ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備を含むもの

(C)　機械設備監理主任技術者　次のａからｄまでのすべてを満たす工事監理業務

ａ　規模　１棟で延べ面積4,000㎡以上

ｂ　階数　地上３階以上

ｃ　用途　(B)ｃに同じ

ｄ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備を含むもの